

開発事業に関する技術基準

平成 21 年 4 月 1 日 部分改正

1. 目 的

播磨町開発指導要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、開発事業により設置される公共施設等の整備に関する技術的な基準（以下「基準」という。）を定めることにより、良好な市街地の形成を図ることを目的とする。

2. 通 則

- 1 基準の基本事項は、都市計画法に定める開発許可の基準及び兵庫県の開発許可制度の手引きによる他、この基準に定めるところによる。
この場合において、この基準が兵庫県の定める基準を上回る場合は、この基準による。
- 2 地盤面等の高さの表示は、国家水準点、又は町が設置した水準点よりの高さを表示すること。
- 3 地区界、境界等は、座標表示すること。

3. 道路に関する事項

（配置計画）

- 1 街区計画は、原則として住宅にあっては街区の形状を矩形とし、その長辺が80メートル以上120メートル未満、短辺が25メートル以上50メートル未満を標準とする。
- 2 道路計画は、開発区域周辺の道路網及び周辺の地形等を考慮し配置するものとする。

（道路の幅員等）

- 3 開発区域内道路の道路幅員は原則有効6メートル以上とする。ただし、開発区域の規模・周辺状況、予定建築物の用途、発生・通過交通量等から協議の上、有効幅員5メートル以上とすることができる。
- 4 道路の有効幅員が9メートル以上のものについては、歩車道を分離するものとする。
- 5 歩道又は中央帯には、原則として植樹施設を設け植栽するものとする。
- 6 開発区域内の道路は、幅員6メートル以上の既存道路（原則として公道）に取付けられているものであること。ただし、6メートル以上の道路への取付けが著しく困難な場合で、周辺の状況、開発規模、予定建築物の用途等により特にやむを得ないと町長が認めたものについては、この幅員の道路以外に取付けることができる。この場合については、道路管理者と協議の上、改良及び整備を行うこと。なお、取付先道路の最小幅員は、有効4メートル以上であること。
- 7 開発区域に沿接する道路があるときは、道路管理者と協議の上、後退及び整備を行うものとする。

- 8 道路部分は原則として町へ帰属（寄付採納）することとする。
- 9 開発区域が鉄道敷に接する場合は、原則として幅員6メートル以上の側道を設けるものとする。

（袋路状道路）

- 10 道路は、原則として袋路状であってはならない。ただし、町と協議の上、避難上および車両の運行上支障がなく、やむを得ず袋路状となる場合は、道路幅員が6メートル以上で次の各号のいずれかに該当すること。

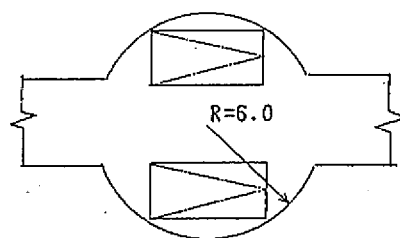
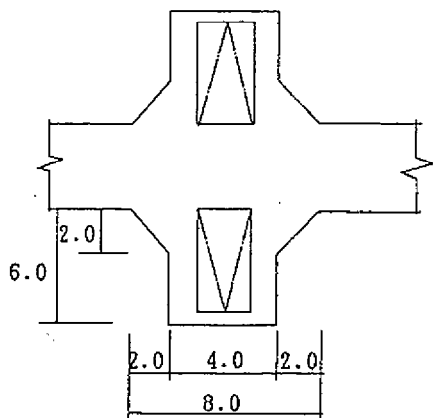
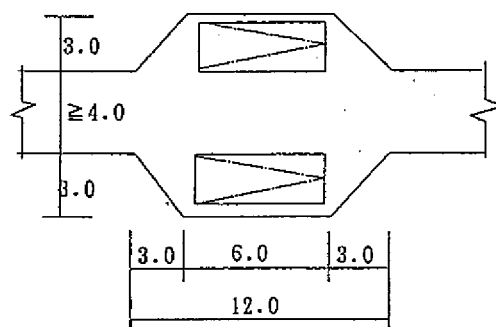
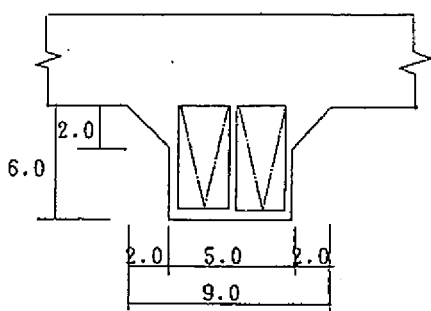
- (1) 道路の延長が35メートル以下である。
- (2) 道路の延長が35メートルを超え、80メートル以内で兵庫県の開発許可基準に定める車返しを終端部に設けている。
- (3) 道路の延長が80メートルを超え、兵庫県の開発許可基準に定める車返しを80メートル以内毎および終端部に設けている。

（平成21年4月1日 改正）

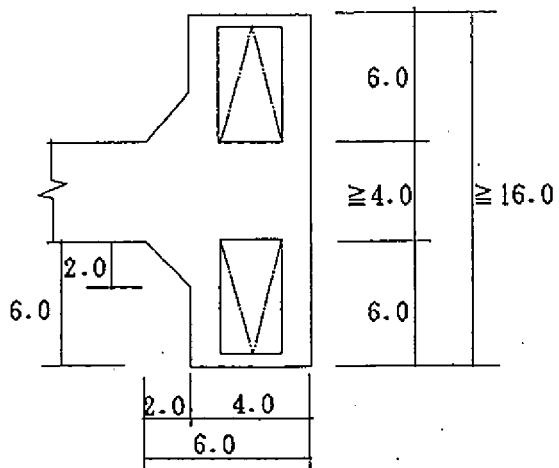
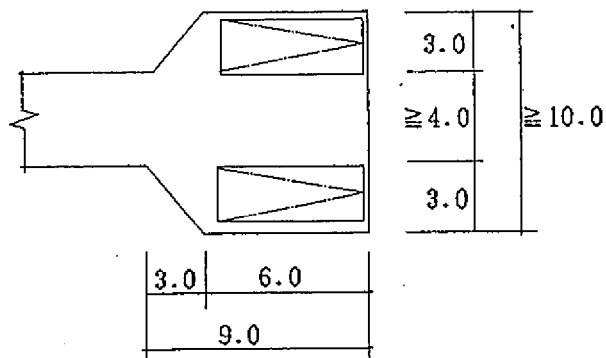
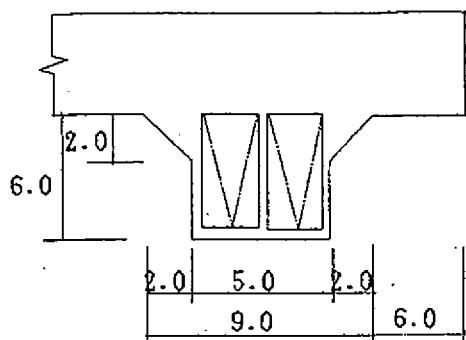
（道路の線形）

- 11 道路線形は、地形及び地域の土地利用との調和を考慮するとともに、平面線形、縦断線形の調和をはかり、交通運用上の安全性を特に確保しなければならない。
- 12 道路の交差（接続、曲り角）による交差角は、60度以上で直角に近い角度とし、交差部分に設けるスミ切りの長さ（メートル）は、次表に定めるものであること。

道路の中間に設ける場合



道路の終端に設ける場合



(単位：メートル)

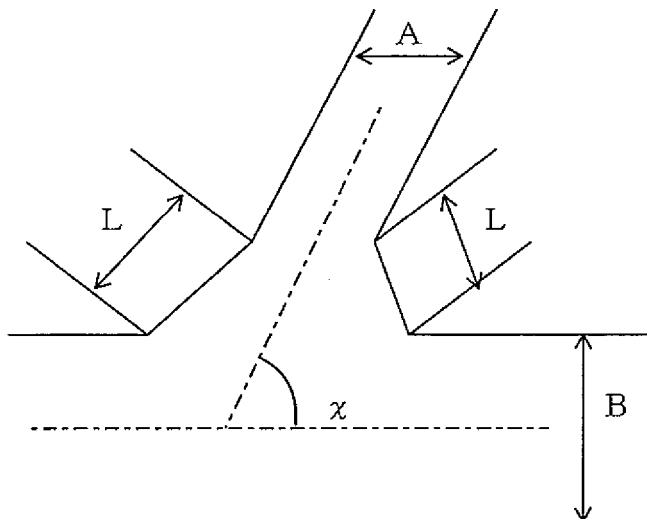
有効幅員	A	10 m	8 m	6 m	5 m	4.5 m	4 m
	B						
10 m	L1	5	5	5	4	3.5	3
	L2	6	6	6	5	4.5	4
	L3	4	4	4	3	2.5	2
8 m	5	5	5	4	3.5	3	
	6	6	6	5	4.5	4	
	4	4	4	3	2.5	2	
6 m	5	5	5	4	3.5	3	
	6	6	6	5	4.5	4	
	4	4	4	3	2.5	2	
5 m	4	4	4	4	3.5	3	
	5	5	5	5	4.5	4	
	3	3	3	3	2.5	2	
4.5 m	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3	
	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4	
	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2	
4 m	3	3	3	3	3	3	
	4	4	4	4	4	4	
	2	2	2	2	2	2	

道路の幅員が表中の数値の間の場合には、比例按分によること。

$$\chi = 90^\circ \quad L = L1$$

$$\chi = 60^\circ \quad L = L2$$

$$\chi = 120^\circ \quad L = L3$$



(縦断勾配)

- 13 道路の縦断勾配は、8パーセント以内とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、10パーセントまで緩和することができるものとする。
- 14 道路の交差部及び交差前後の取付区間の縦断勾配は、2.5パーセント以内とし取付区間の延長は、6メートル以上とする。

(曲線部)

- 15 道路の曲線半径は、原則として30メートル以上とするものとする。

(横断勾配)

- 16 道路の路面の種類に応じ、次表に定める横断勾配を付するものとする。

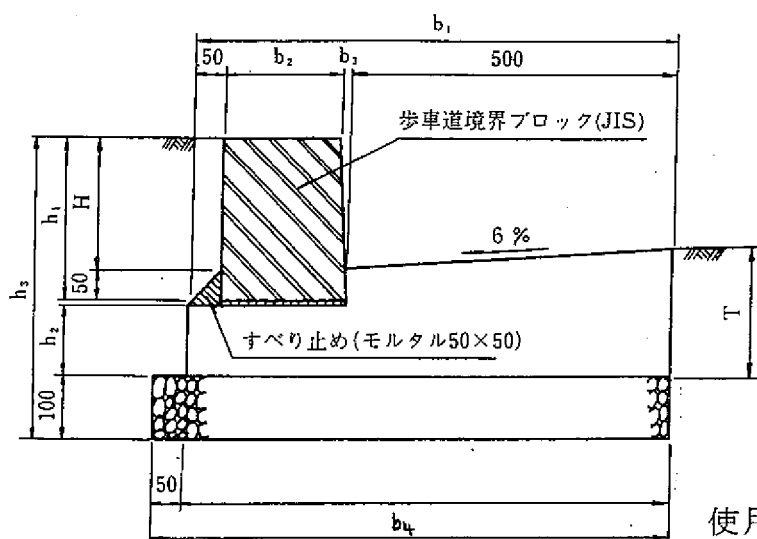
道路の区分	勾配	形状
車道 アスファルト舗装道	2%	放物線
歩道	2%	直線

(歩道)

- 17 歩道を要する道路については、別途協議するものとする。

(排水施設)

- 18 道路には、雨水等を有効に排水するため別図の構造と同等以上の排水能力を有する側溝を設けるものとする。
- 19 縦断勾配の急な道路にあつて路面に流水が予想される場合は、必要に応じ横断集水溝を設けるものとする。
- 20 L型側溝を設ける場合は、原則として雨水本管が埋設される場合にかぎるものとする。
- 21 集水柵に設ける取付管は、内径15センチメートル以上とし、道路構造上支障のないものとする。
- 22 側溝の流速は、最小毎秒0.8メートル、最大毎秒3.0メートルとし、最大流速をこえる場合は、段差工等を施すものとする。
- 23 集水柵等に設ける蓋は、T-25トンのグレーチング蓋（蝶番付）を使用するものとし、町長が特に必要と認める箇所については、振動騒音防止型の蓋を設置するものとする。

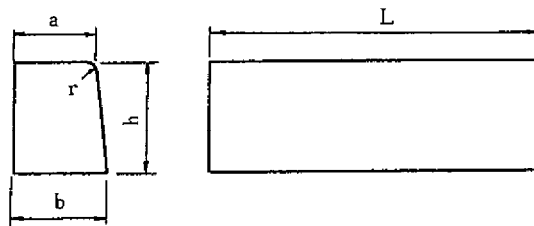


使用コンクリート
18 - 12 - 20 (25)

記 号	寸 法 表 (単位 : mm)								
	H	T	b1	b2	b3	b4	h1	h2	h3
NG515A	150	150	715	150	15	765	200	60	370
NG520A	150	200	715	150	15	765	200	110	420
NG525A	150	250	715	150	15	765	200	160	470
NG515B	200	150	750	180	20	800	250	60	420
NG520B	200	200	750	180	20	800	250	110	470
NG525B	200	250	750	180	20	800	250	160	520
NG515C	250	150	755	180	25	805	300	60	470
NG520C	250	200	755	180	25	805	300	110	520
NG525C	250	250	755	180	25	805	300	160	570

記 号	材 料 表 (10 m 当り)					摘 要
	コンクリート (m ³)	型わく (m ²)	モルタル (m ³)	ブロック (個)	基礎材 (m ²)	
NG515A	0.80	2.1	0.02	16.5	0.7(0.76)	歩車道境界 ブロック (JIS) を使 用
NG520A	1.15	3.1	0.02	16.5	0.7(0.76)	
NG525A	1.51	4.1	0.02	16.5	0.7(0.76)	
NG515B	0.82	2.1	0.03	16.5	0.8(0.80)	
NG520B	1.19	3.1	0.03	16.5	0.8(0.80)	
NG525B	1.57	4.1	0.03	16.5	0.8(0.80)	
NG515C	0.82	2.1	0.03	16.5	0.8(0.80)	
NG520C	1.19	3.1	0.03	16.5	0.8(0.80)	
NG525C	1.57	4.1	0.03	16.5	0.8(0.80)	

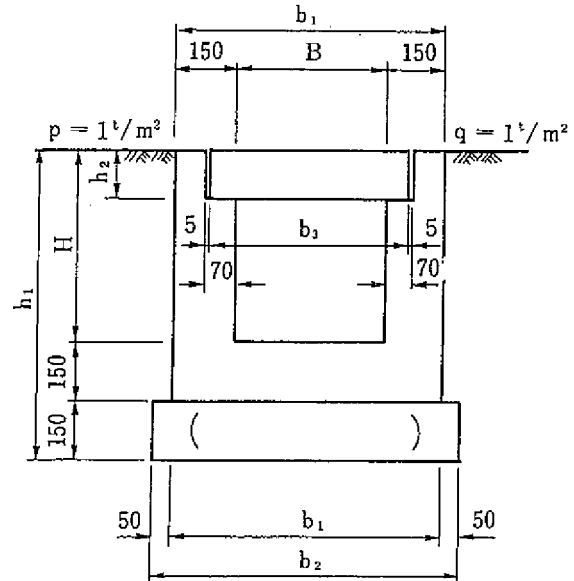
歩車道境界ブロック



ブロック 種別	寸法表(単位:mm)					1個当り 重量(kg)	摘要
	a	b	h	r	L		
A種	150	170	200	20	600	45	JIS A5307
B種	180	205	250	30	600	68	
C種	180	210	300	30	600	82	

U 型 側 溝

NU 400 型



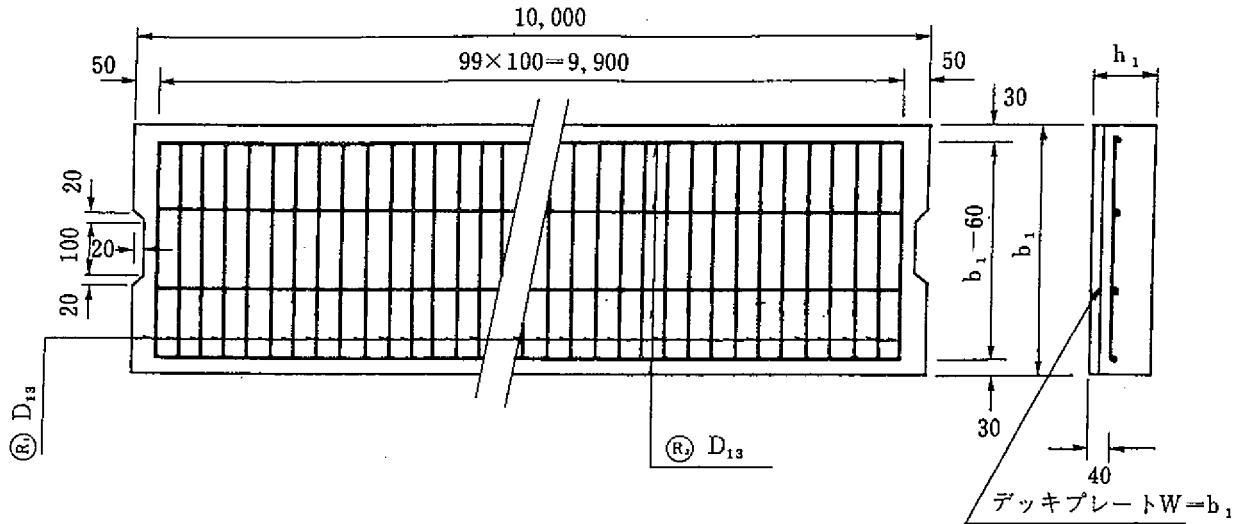
使用コンクリート

18 - 12 - 20(25)

記号	寸法表 (単位: mm)					材 料 表 (10 m 当り)		
	B	H	b1	b2	h1	コンクリート (m ³)	基礎材 (m ³)	型わく (m ²)
NU434	300	400	600	700	700	1.94	1.0 (1.05)	22.0
NU435	300	500	600	700	800	2.24	1.0 (1.05)	26.0
NU444	400	400	700	800	700	2.08	1.2 (1.20)	22.0
NU445	400	500	700	800	800	2.38	1.2 (1.20)	26.0
NU455	500	500	800	900	800	2.51	1.3 (1.35)	26.0

U 型 側 溝 蓋

NC 300系型

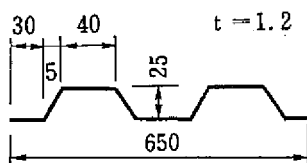


(10m 当り)

	寸法表(単位:mm)			材 料 表						エラストイト (m ²)	
	B	b3	h2	コンクリート (m ³)	デッキプレート (kg)	鉄筋 (t)	(R ₁) D ₁₃		(R ₂) D ₁₃		
							n	長さ(mm)	n		長さ(mm)
①	300	420	110	0.40	57	0.075	100	360	4	9,900	2.2
②	400	520	120	0.55	70	0.085	100	460	4	9,900	2.4
③	500	620	130	0.72	84	0.095	100	560	4	9,900	2.6

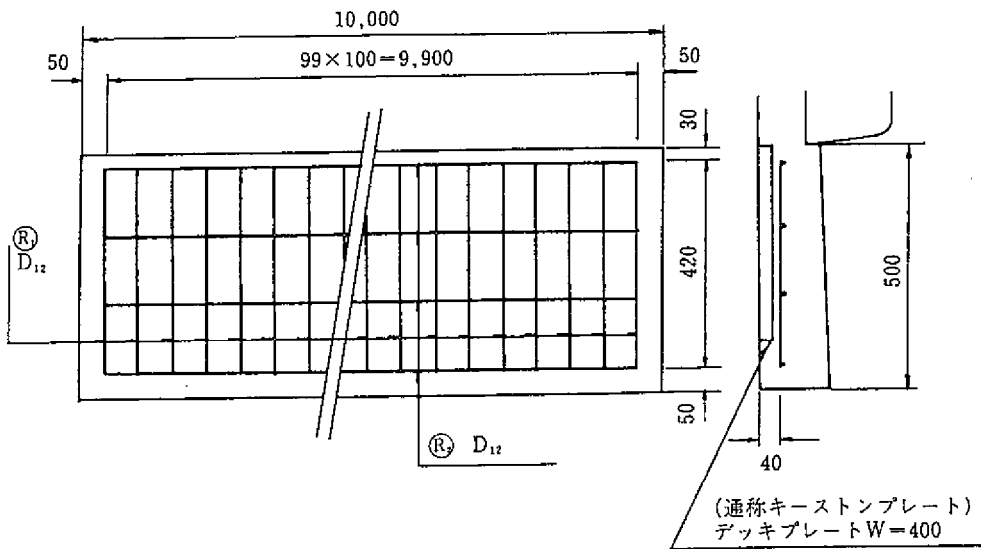
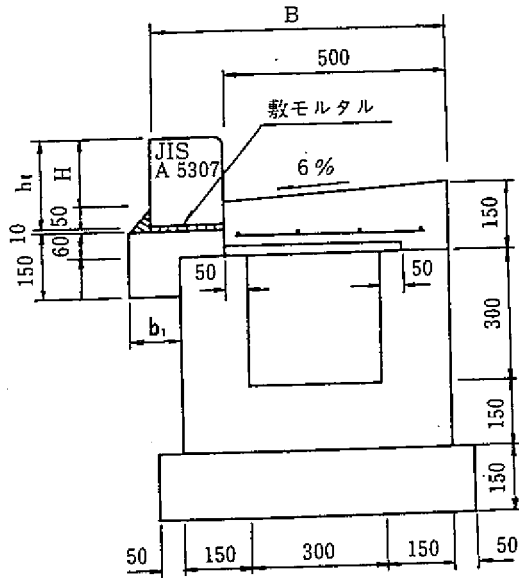
① NC330 ② NC340 ③ NC350

(通称キーストプレート)
 使用デッキプレート
 AKD12(JIS G 3352)



重ね代
 $13.02\text{kg/m}^2 \times 1.045 = 13.60\text{kg/m}^2$

L U 型 街 渠



	本数(10m当り)	長さ(mm)
鉄筋 (R)	100	420
〃 (R)	4	9,900

使用コンクリート

側溝部 18 - 12 - 20(25)

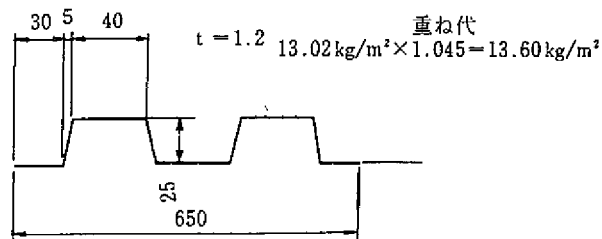
街渠部 21 - 12 - 20(25)エフ[○]ン部のみ

記号	寸法表(単位: mm)				材料表 (10m当り)	
	B	h1	b1	H	コンクリート σ CK=18KN	コンクリート σ CK=21KN
NGUA	665	200	115	150	2.02	0.62
NGUB	700	250	150	200	2.08	0.62
NGUC	705	300	155	250	2.08	0.62

記号	材料表 (10m当り)					
	モルタル (m ³)	型わく (m ²)	デッキ (kg)	鉄筋 (t)	ブロック (個)	基礎材 (m ³)
NGUA	0.02	21.6	54.0	0.081	16.5	1.0(1.05)
NGUB	0.03	21.6	54.0	0.081	16.5	1.0(1.05)
NGUC	0.03	21.6	54.0	0.081	16.5	1.0(1.05)

デッキプレート(通称キーストンプレート)

AKD12(JISG3352)



(舗装)

- 24 道路は、アスファルト系の全面舗装とし、縦断勾配が8パーセントをこえる道路は、すべり止め舗装を行うものとする。
- 25 道路の舗装構成は、土質試験結果（CBR試験結果等）資料により、アスファルト舗装要綱（日本道路協会）のL交通を標準とし、道路管理者と協議の上、決定するものとする。なお、道路管理者が指示する舗装構成による場合においては、協議を簡略することができる。
- (1) 設計にあたっては、土質調査を行い、次の舗装構成表に基づいて舗装断面を決定し、事前に町の承認を受けなければならない。
- なお、CBRが2.5パーセント以下の場合、遮断層を設けること。

車道舗装構成表 (単位：cm)

舗装構成	設計 C B R					
	2%	3%	4%	6%	8%	12%以上
ア	5	5	5	5	5	5
イ	20	15	15	10	10	10
ウ	20	20	15	15	10	10
合計	45	40	35	30	25	25

ア	表層工	密粒度アスファルトコンクリート
イ	上層路盤工	粒調碎石（修正CBR 80以上）
ウ	下層路盤工	切込碎石（修正CBR 30以上）

(橋梁、暗渠等)

- 26 主たる道路及び特に必要があると認められる道路の設計自動車荷重は25tfとし、活荷重は大型の自動車の交通の状況に応じてA活荷重又はB活荷重とする。

(交通安全施設)

- 27 道路が鉄道、若しくは主要な道路に平行している部分、深い水路、道路と隣地の段差の大きい箇所、急な屈曲部分、急勾配部分、突当り部分、見通しの悪い交差点、主要な交差点、又は通学児童及び歩行者の多い箇所等には、ガードレール、ガードケーブル等の防護柵、視線誘導標、カーブミラー、街路灯（幹線の交差部は、200ワットの水銀灯、その他は20ワットの蛍光灯を40メートル～50メートル間隔）、又は標識等必要な交通安全施設を設置するものとする。
- 28 その他、交通安全上必要と認められるときは、町長、道路管理者、公安委員会、又は鉄道管理者と協議し、必要な交通安全施設を設置するものとする。
- 29 通学路の改善を要する時、又は新たに通学路を設置する必要があるときは、町長とあらかじめ協議し、学童の通学の安全の確保に努めなければならない。

(占用)

- 30 道路の占用は、町長と協議の上、決定しなければならない。ただし、電柱等は宅地内に設けること。

(境界杭)

- 31 道路とその他の土地との境界を明確にするため、境界線の起点・終点、又は必要と思われる箇所に町の指示する境界杭等を設置するものとする。

4. 公園、緑地、広場に関する事項

(設置計画)

- 1 公園等は、道路に面するとともに細長すぎない長方形、又はこれに近い形で園路、広場、遊戯施設、植栽、その他公園施設が有効に設置できる形状とするものとする。
- 2 公園等は居住者の利便が確保される位置に設けるものとし、低湿地、高圧線下、その他利用に障害、又は危険となる場所は避けるものとする。
- 3 公園等は、原則として前面道路と同一の高さとし、出入口は階段等によらずに公園区域内に出入りできるものとする。
- 4 施行者は、町長と協議の上、開発区域内の周囲及び空地の植栽に努めるものとする。

(施設)

- 5 公園等の施設は、次表によることを標準とし、町長と協議の上決定するものとする。なお、ベンチ、遊具等は全て固定式とすること。

	面積	設けるべき施設基準
ア	300㎡未満	ブランコ、すべり台、砂場、外柵（金属製） 車止、手洗場、照明灯、植栽、物置、くず入れ 散水栓、排水施設、ベンチ等
イ	300㎡～1000㎡	ア欄の施設以外に鉄棒、シーソー、便所、パーゴラ等
ウ	1000㎡～2000㎡	ア、イ欄の施設以外にジャングルジム
エ	2000㎡以上	都市計画法令の定めに準ずる

(構造)

- 6 公園等に設ける施設の構造は、次の各号によるものとする。

(1) 遊具

- ア. 既製品の遊具を除き、構造図を添付すること。
- イ. 既製品は、会社名、製品番号及び規格寸法を明記すること。
- ウ. ブランコは、300平方メートル未満の公園には2連ブランコ、300平方メートル以上1000平方メートル未満の公園には2連又は4連、1000平方メートル以

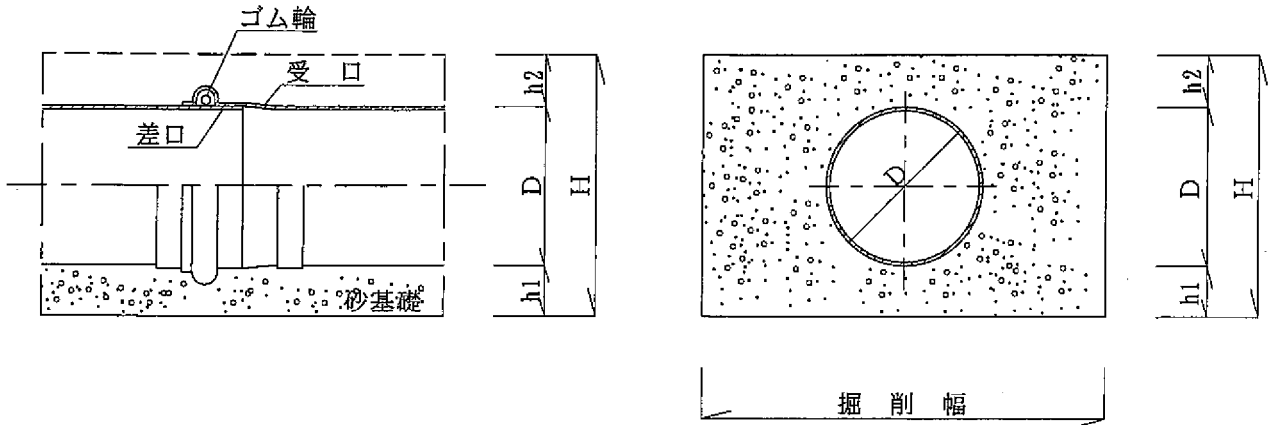
- 上の公園には4連とすること。
- エ. ブランコの周囲にはパイプ製で、高さ0.6メートルから0.8メートルの安全柵を設けること。
- オ. 砂場は、面積4平方メートル以上、山砂の深さ40センチメートル程度、枠はコンクリートで作るものとし、水抜き暗渠及び排水管を設けること。
- (2) 外 柵 高さ1メートル以上のものを設置すること。
- (3) 車 止 2箇所以上の出入口を設ける場合、1箇所幅3メートル以上で、車の乗入れが可能とし、取り外し可能な車止を設置し、他は固定式車止を設置すること。なお、出入口が、1箇所の場合は、取り外し可能な車止を設けるものとする。
- (4) 手洗場
散水栓
- ア. 水栓は直径13ミリメートル、コン柱等の簡単な構造で排水は暗渠とし、水栓より25メートル以上離れたところに植栽がある場合には、別途地中埋込みカギ付散水栓を設置すること。
- イ. 給水管の埋設は60センチメートル以上を標準とし、埋設表示テープを給水管埋設深さの3分の2の位置に埋設すること。
- (5) 照明灯 町の指示する位置に設置し、配電は地下ケーブルとし、灯具は投石防護柵網をつけ自動点滅式とする。器具は全て水銀式とし、300平方メートル未満の公園には100ワット、300平方メートル以上の公園には100ワット又は200ワット、1000平方メートル以上の公園には200ワット、3000平方メートル以上の公園には200ワットを町の指示する数を設置すること。
- (6) 植 栽 樹種を明記すること。公園面積の30パーセント以上植栽すること。
- (7) 広 場 園内は全ての表面に真砂土を厚さ10センチメートル以上敷均しすること。
- (8) 排 水 園内の排水は、民地へ垂れ流しせず、全て排水溝により排水すること。
- (9) 物 置 基礎に堅結した床面積1平方メートルから4平方メートル程度の物置を設けること。
- (10) 境界杭 公園とその他の土地との境界を明確にするため、境界線の各折点及び必要と思われる箇所に境界杭等を設置するものとする。
- (11) 便 所 下水道供用区域以外は汲み取り式とし、財団法人兵庫県公園協会の使用しているもののうちから、適当なものを使用すること。

5. 排水施設に関する事項

施設	雨水施設	汚水施設
排水計画	<p>①自然流下を原則とし、開発区域外、流末の位置、許容量等を勘案したものであること。</p> <p>②放流先の水質、水位、流量及び下流の水利用状況等を十分把握し、下流の水利用上必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>③維持管理を容易に行えるようにするものとする。</p>	<p>①自然流下を原則とする。</p> <p>②播磨町下水道計画に適合するものとする。</p> <p>③左記①と同様。</p>
基本事項及び数値	<p>①降水量と周辺地形から想定し算定された計画雨水量を有効かつ、適切に処理できること。</p> <p>②計画雨水量は次式によるものとする。</p> $Q_1 = \frac{1}{360} \times C \times I \times A$ <p>Q₁ : 計画雨水量 (m³/sec) C : 流出係数 宅地、裸地 1.0 草地、造成緑地 0.8 林地 0.7 I : 降雨強度 120 mm/hr A : 集水面積 (ha)</p>	<p>①予定建築物の用途、敷地の規模等から想定される生活、事業に起因し、又は付随する排水量及び地下水量から算定した計画汚水量を有効かつ、適切に処理できること。</p> <p>②計画汚水量は次式によるものとする。</p> $Q_2 = \frac{P \times q}{24 \times 60 \times 60} \times A$ <p>Q₂ : 計画時間 最大汚水量 (m³/sec) P : 人口密度 (人/ha) 又は収容人口/排水面積 (人/ha) q : 1人1日当り時間最大汚水量 0.73 (m³/日) A : 排水面積 (ha)</p>
管路計画	<p>①管渠は原則として円形とし地先雨水はL型側溝等(別図1)とすること。ただし、町と協議の上、自由勾配側溝にすることができる。</p> <p>②管路は、道路内に埋設すること。</p>	<p>①管渠は原則として円形とすること。</p> <p>②左記と同様。</p>
	<p>①管渠断面は次式による。 Manning公式</p>	

断面 の 決 定	$V = \frac{1}{n} \times R^{\frac{2}{3}} \times I^{\frac{1}{2}}$	
	$Q_3 = A \times V$	Q_3 : 流量 (m ³ /sec) V : 流速 (m /sec) A : 流出断面積 (m ²) I : 勾配 n : 粗度係数 下水道用塩化ビニール 0.010 ヒューム管 0.013 現場打ちコンクリート 0.015 石積 0.025 R : 径深 A/P (m) P : 潤辺 (m)
	② $Q_1 \leq 0.8 Q_3$; ③ 最小管径 ϕ 250 ミリメートルとする。	② $Q_2 \leq 0.5 Q_3$; ③ 最小管径 ϕ 200 ミリメートルとする。
流速 及 び 勾 配	① 流速は下流に行くに従い漸増させるよう勾配を決定すること。 ② 流速は、毎秒 0.8 ~ 3.0 メートルの範囲内とすること。	① 左記と同様。 ② 流速は、毎秒 0.6 ~ 3.0 メートルの範囲とする。
管 種	原則としてヒューム管又は重圧管とする。	原則として塩化ビニール管とする。
管 渠 の 接 合	① 管の接合は管頂接合とする。 ② 直接管渠に接合させるときは、適正な交差角で接続させること。	左記と同様。
土 被 り	管渠の土被りは、原則として 1.2 メートル以上とする。1.2 メートル以下の場合には道路管理者と別途協議すること。	左記と同様。
人	《設置位置》 ① 管渠の方向、勾配、管径の変化する箇所、段差の生ずる箇所、及び管渠の合流、会合する箇所に必ず設置すること。	左記と同様。

孔	<p>②管径の100倍以下毎に設置すること。ただし、最大人孔間隔は、50メートルとする。</p> <p>③マンホールの上流管渠と下流管渠の段差が60センチメートル以上となる場合は、副管を設置すること。</p> <p>《構造等》</p> <p>④人孔の使用区分及び構造は、P30以降を参照とする。</p> <p>⑤マンホール蓋は、播磨町型とすること。</p> <p>⑥マンホール蓋は下流側へヒンジを設けること。</p> <p>⑦マンホール底部には、インバートを設けること。</p>	
樹	<p>《設置位置》</p> <p>①官民境界から1.5メートル以内の民地内に設置すること。</p> <p>《種類及び構造》</p> <p>②雨水樹は内幅25センチメートル角以上のものを標準とし、樹底には15センチメートル以上の泥溜を設けること。</p>	<p>《設置位置》</p> <p>①左記と同様</p> <p>《種類及び構造》</p> <p>②P40参照</p> <p>汚水樹は内径20センチメートル以上の塩ビ樹とし、樹蓋は硬質性塩化ビニール製とする。</p> <p>③公共汚水樹の汚水樹深は80センチメートル以上とし、敷地面積によりそれ以上深くすること。</p>
取付管		<p>①取付管は、塩化ビニール管とし、内径15センチメートル以上とする。</p>

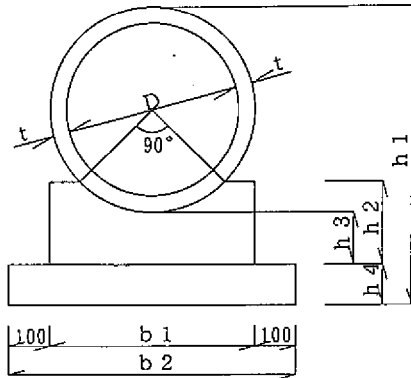


種類	呼び径	管厚 t (mm)	外径 D (mm)	h1 (mm)	h2 (mm)	H (mm)	管体残土 (m ³ /m)
硬質塩化ビニール管	150	5.1	165	100	100	365	0.021
	200	6.5	216	100	100	416	0.037
	250	7.8	267	100	100	467	0.056
	300	9.2	318	100	100	518	0.079
	350	10.5	370	100	100	570	0.108
	400	11.8	420	100	100	620	0.139
	450	13.2	470	100	100	670	0.173
	500	14.6	520	100	100	720	0.212
	600	17.8	630	100	100	830	0.312
	700	21.0	732	200	100	1032	0.421
800	23.9	835	200	100	1135	0.548	

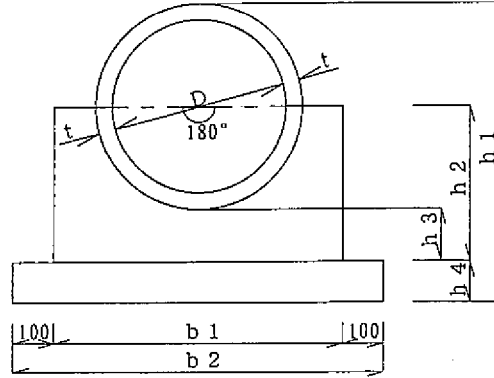
種類	呼び径	管厚 t (mm)	外径 D (mm)	h1 (mm)	h2 (mm)	H (mm)	管体残土 (m ³ /m)
強化プラスチック複合管	200	6.5	213	100	100	413	0.036
	250	6.5	263	100	100	463	0.054
	300	7.0	314	100	100	514	0.077
	350	7.5	365	100	100	565	0.105
	400	8.0	416	100	100	616	0.136
	450	9.0	468	100	100	668	0.172
	500	10.0	520	100	100	720	0.212
	600	12.0	624	100	100	824	0.306
	700	14.0	728	200	100	1028	0.416
	800	16.0	832	200	100	1132	0.544
	900	18.0	936	200	100	1236	0.688
	1000	20.0	1040	200	100	1340	0.849
	1100	22.0	1144	200	100	1344	1.028
	1200	24.0	1248	200	100	1448	1.223
	1350	27.0	1404	200	100	1704	1.548
	1500	30.0	1560	200	100	1860	1.911
1650	33.0	1716	200	100	2016	2.313	
1800	36.0	1872	200	100	2172	2.752	
2000	40.0	2080	200	100	2380	3.398	

管基礎工 (その2) ヒューム管 (固定支承)

90° 固定基礎：遠心力鉄筋コンクリート管



180° 固定基礎：遠心力鉄筋コンクリート管



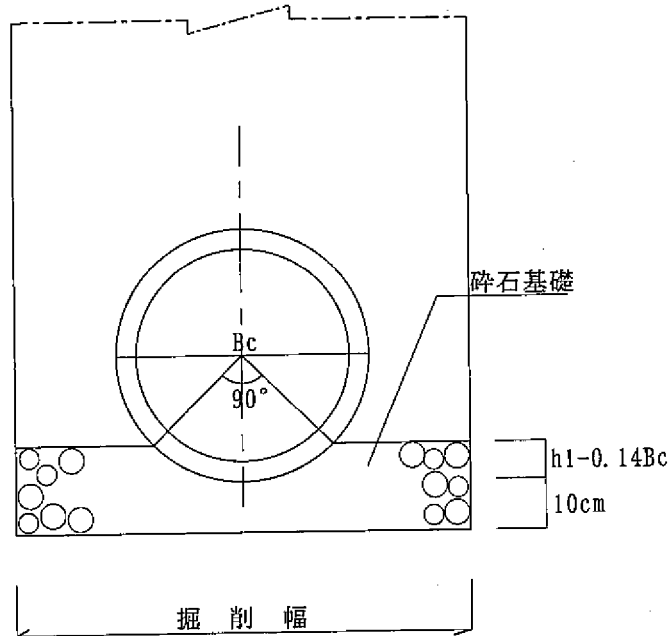
使用コンクリート **18-8-40** 使用型わく 小型構造物(I)
 (管渠：90度固定基礎：遠心力鉄筋コンクリート管) 寸法及び材料表

材 料 表 (単位：mm)								材 料 表 (10m当たり)				摘 要
D	t	b1	b2	h1	h2	h3	h4	コンクリート (m ³)	基礎材 (m ³)	型枠 (m ²)	管本数 (本)	
200	27	400	600	504	140	100	150	0.50	0.9(0.90)	2.8	5.0	JIS A 5303 遠心力 鉄筋コ ンクリ ート管 使用
250	28	450	650	556	150	100	150	0.59	0.9(0.97)	3.0	5.0	
300	30	500	700	610	160	100	150	0.68	1.0(1.05)	3.2	5.0	
350	32	550	750	664	170	100	150	0.78	1.1(1.12)	3.4	5.0	
400	35	550	750	770	220	150	150	1.04	1.1(1.12)	4.4	4.1	
450	38	600	800	826	230	150	150	1.17	1.2(1.20)	4.6	4.1	
500	42	650	850	884	240	150	150	1.29	1.2(1.27)	4.8	4.1	
600	50	750	950	1000	260	150	150	1.56	1.4(1.42)	5.2	4.1	
700	58	850	1050	1166	320	200	150	2.24	1.5(1.57)	6.4	4.1	
800	66	950	1150	1282	340	200	150	2.58	1.7(1.72)	6.8	4.1	
900	75	1050	1250	1400	360	200	150	2.94	1.8(1.87)	7.2	4.1	
1000	82	1200	1400	1564	380	200	200	3.51	2.8(2.80)	7.6	4.1	
1100	88	1300	1500	1726	440	250	200	4.53	3.0(3.00)	8.8	4.1	
1200	95	1400	1600	1840	460	250	200	4.99	3.2(3.20)	9.2	4.1	
1350	103	1600	1800	2006	480	250	200	5.92	3.6(3.60)	9.6	4.1	
1500	112	1750	1950	2174	510	250	200	6.71	3.9(3.90)	10.2	4.2	
1650	120	1900	2100	2390	580	300	200	8.42	4.2(4.20)	11.6	4.2	
1800	127	2100	2300	2554	610	300	200	9.66	4.6(4.60)	12.2	4.2	
2000	145	2300	2500	2790	640	300	200	10.90	5.0(5.00)	12.8	4.2	

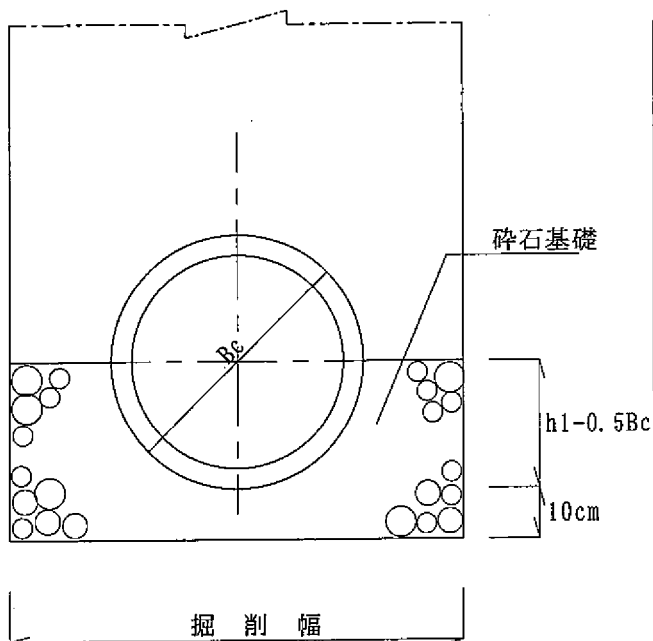
(管渠：180度固定基礎：遠心力鉄筋コンクリート管) 寸法及び材料表

材 料 表 (単位：mm)								材 料 表 (10m当たり)				摘 要
D	t	b1	b2	h1	h2	h3	h4	コンクリート (m ³)	基礎材 (m ³)	型枠 (m ²)	管本数 (本)	
200	27	500	700	504	230	100	150	0.88	1.0(1.05)	4.6	5.0	JIS A 5303 遠心力 鉄筋コ ンクリ ート管 使用
250	28	550	750	556	260	100	150	1.04	1.1(1.12)	5.2	5.0	
300	30	600	800	610	280	100	150	1.17	1.2(1.20)	5.6	5.0	
350	32	650	850	664	310	100	150	1.33	1.2(1.27)	6.2	5.0	
400	35	700	900	770	390	150	150	1.83	1.3(1.35)	7.8	4.1	
450	38	750	950	826	420	150	150	2.02	1.4(1.42)	8.4	4.1	
500	42	800	1000	884	450	150	150	2.21	1.5(1.50)	9.0	4.1	
600	50	900	1100	1000	500	150	150	2.57	1.6(1.65)	10.0	4.1	
700	58	1050	1250	1166	610	200	150	3.77	1.8(1.87)	12.2	4.1	
800	66	1200	1400	1282	670	200	150	4.59	2.1(2.10)	13.4	4.1	
900	75	1350	1550	1400	730	200	150	5.47	2.3(2.32)	14.6	4.1	
1000	82	1450	1650	1564	790	200	200	6.04	3.3(3.30)	15.8	4.1	
1100	88	1600	1800	1726	890	250	200	7.82	3.6(3.60)	17.8	4.1	
1200	95	1750	1950	1840	950	250	200	8.96	3.9(3.90)	19.0	4.1	
1350	103	1900	2100	2006	1030	250	200	10.03	4.2(4.20)	20.6	4.1	
1500	112	2100	2300	2174	1120	250	200	11.71	4.6(4.60)	22.4	4.2	
1650	120	2350	2550	2390	1250	300	200	15.25	5.1(5.10)	25.0	4.2	
1800	127	2500	2700	2554	1330	300	200	16.62	5.4(5.40)	26.6	4.2	
2000	145	2800	3000	2790	1450	300	200	19.89	6.0(6.00)	29.0	4.2	

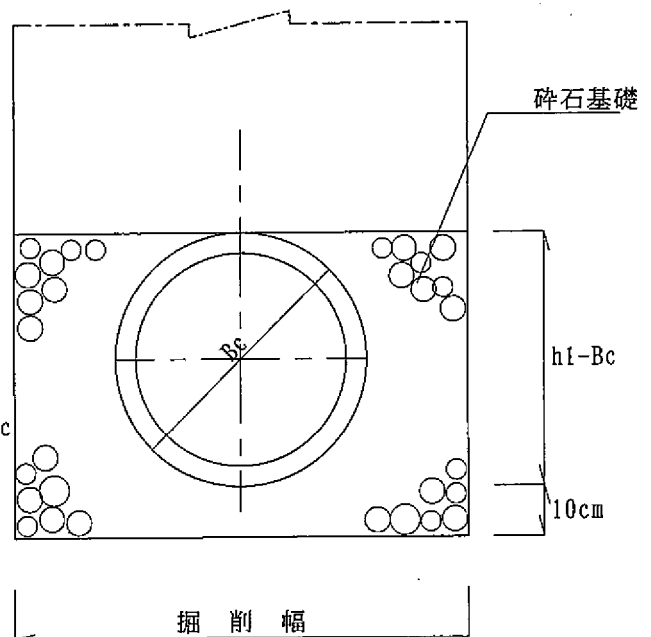
90° 基礎



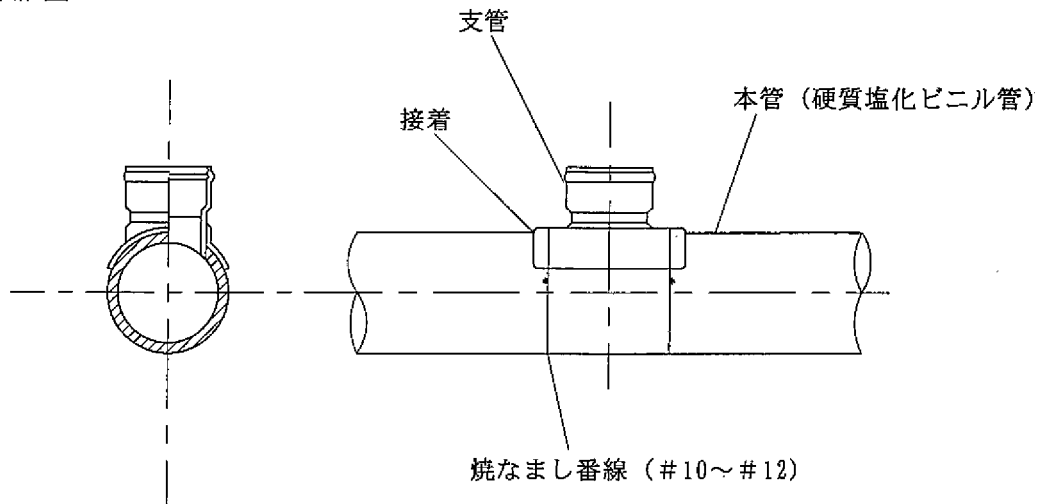
180° 基礎



360° 基礎

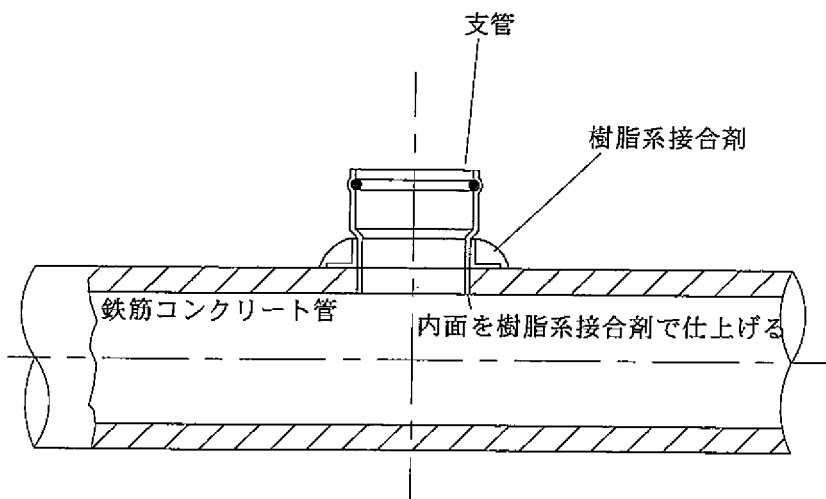


支管取付け詳細図



硬質塩化ビニル本管に対する支管の接合

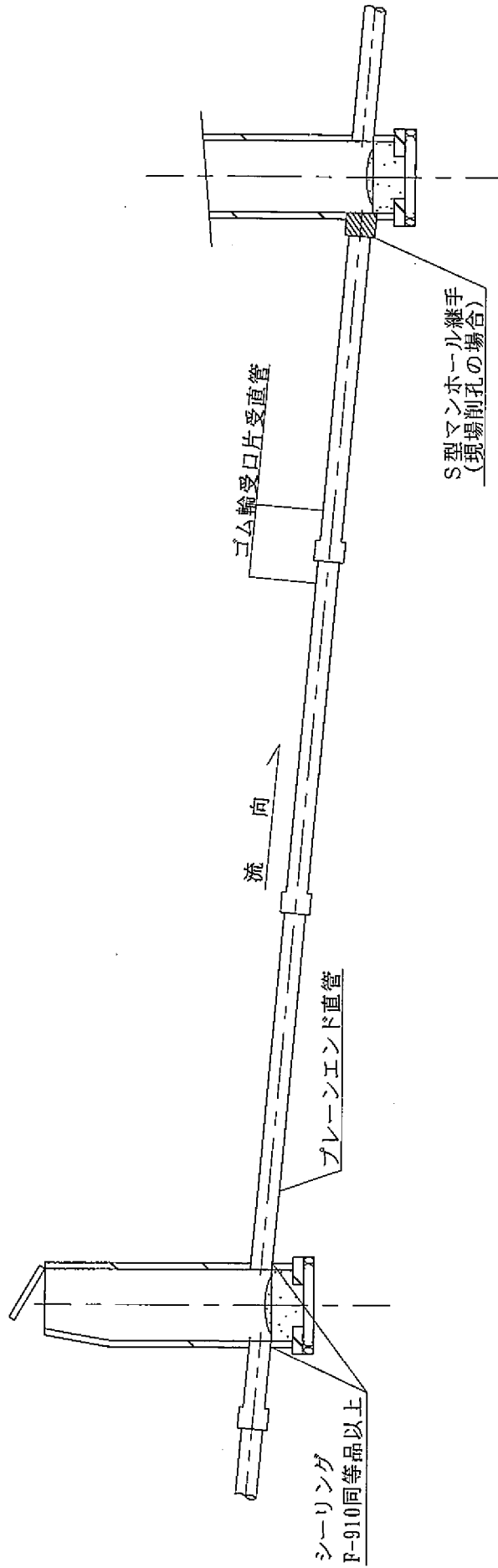
- 注) 1. せん孔部を正確に決めること。
 所定のせん孔部に型紙などをあてがい、マジックインキなどでせん孔標線を記入すること。
 近接してせん孔する場合は、本管軸方向に芯間距離を 7.0 cm 以上に保つこと。
2. せん孔は正確に行うこと。
 3. せん孔部は仕上げること。
 4. 接合部を清浄にすること。
支管のつば内側及び本管標線内を、乾いたウエスできれいに拭くこと。
 5. 接合剤は均一に塗ること。
支管のつば内側及び本管標線内に、接合剤を均一に塗ること。
 6. 締付けは十分に行うこと。
 7. はみ出した接合剤は拭き取ること。
管内外にはみ出した接合剤は、ウエスなどで拭き取ること。
 8. 接合剤は合成樹脂系とする。



鉄筋コンクリート本管に対する支管接合

- 注) 1. せん孔部を正確に決めること。
 所定のせん孔部に型紙などをあてがい、マジックインキなどでせん孔標線を記入すること。
2. せん孔は正確に行うこと。
 3. せん孔部は仕上げること。
 4. 接合面を清浄にすること。
管の接合面及び本管せん孔部周辺を清浄にする。
 5. 接合剤の使用量、混練方法。
必要量取り出した接合剤を手で良く練り混ぜる。
 6. 隙間は十分に充填すること。
接合剤を充填して本管内面における支管とせん孔部との隙間を十分に仕上げる。
 7. 支管の全外周に沿って間、及び支管に圧着しながら盛り付けること。
 8. 接合剤は合成樹脂系とする。

管 布 設 工 標 準 断 面 図



マンホール設置基準

マンホールは次の各項を考慮して定めるものとする。

(1) 配置

表-1 マンホール管径別最大間隔

管径 (m/m)	300 以下	600 以下	1000 以下	1500 以下	1650 以下
最大間隔 (m)	50	75	100	150	200

(2) 種類及び形状別用途

マンホールの種類は表-2、3による。蓋は播磨町型の鑄鉄製(ダクタイル)とし、側塊はJIS A5317又は、下水道用組立式マンホールとする。下部はコンクリート打ち又は、下水道用マンホールとし、底部は管の状況に応じたインバートを設けるものとする。

表-2 標準マンホールの種類及び形状別用途

種類又は呼び方	形状寸法	用途
1号マンホール	内径 90 cm 円形	600m/m 以下の管の中間点、並びに内径 450m/m での管の会合点
2号マンホール	内径 120 cm 円形	内径 900m/m 以下の管の中間点及び内径 600m/m 以下の管の会合点
3号マンホール	内径 150 cm 円形	内径 1200m/m 以下の管の中間点及び内径 800m/m 以下の管の会合点
4号マンホール	内径 180 cm 円形	内径 1500m/m 以下の管の中間点及び内径 900m 以下の管の会合点
5号マンホール	内法 210 × 120 cm 角形	内径 1800m/m 以下の管の中間点
6号マンホール	内法 260 × 120 cm 角形	内径 2200m/m 以下の管の中間点
7号マンホール	内法 300 × 120 cm 角形	内径 2400m/m 以下の管の中間点

種類及び呼び方	形状寸法	用途
特1号マンホール	内法 60 × 90 cm 角形	土被りが特に少ない場合、他の埋設物等の関係等で1号マンホールが設置できない場合。
特2号マンホール	内法 120 × 120 cm 角形	内径 1000m/m 以下の管の中間点で、円形マンホールが設置できない場合。
特3号マンホール	内法 140 × 120 cm 角形	内径 1200m/m 以下の管の中間点で、円形マンホールが設置できない場合。
特4号マンホール	内法 180 × 120 cm 角形	内径 1500m/m 以下の管の中間点で、円形マンホールが設置できない場合。
0号(組立)マンホール	内径 75 cm 円形	道路幅員が狭く、他の埋設物等の関係で1号マンホール(ブロックマンホール含む)が設置できない場合。
1号(組立)マンホール	内径 90 cm 円形	管の起点及び 600m/m 以下の管の中間点、並びに内径 450m/m までの管の会合点。
2号(組立)マンホール	内径 120 cm 円形	現場条件により2号マンホールが設置できない場合。
3号(組立)マンホール	内径 150 cm 円形	現場条件により3号マンホールが設置できない場合。
楕円マンホール	内法 90 × 60 cm 楕円	管の起点、及び内径 350 cm 以下の管の中間点 (15度以内の曲がり)
楕円(底ブロック)マンホール	内法 90 × 60 cm 楕円	内径 350 cm 以下の管の中間点で1号マンホールが設置できない場合。

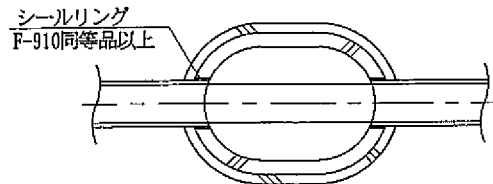
(3) 側塊による立ち上り工について

側塊の使用は原則として地下水位より上部とし、地下水位以深は現場打ちコンクリートとする。

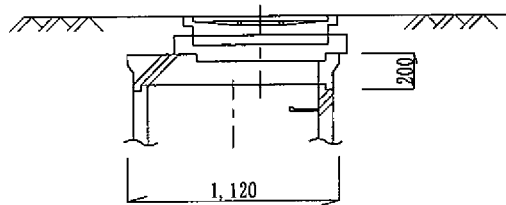
(4) マンホールステップは2センチメートル以上とする。

(5) 汚水については下水道用組立式マンホールを原則とする。

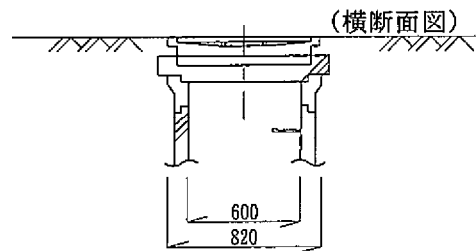
平面図



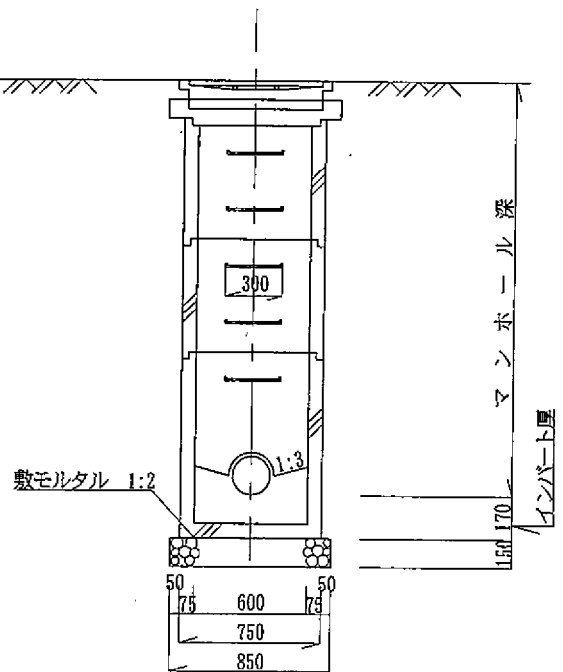
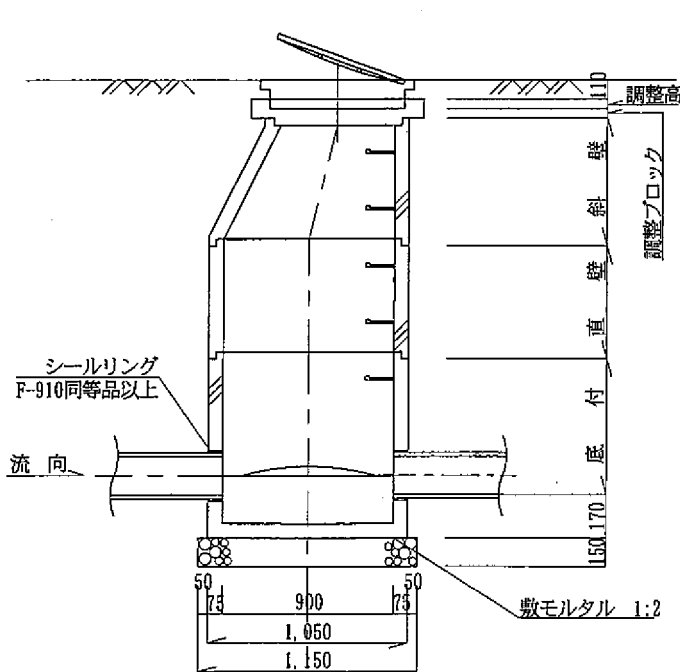
床版ブロック使用の場合



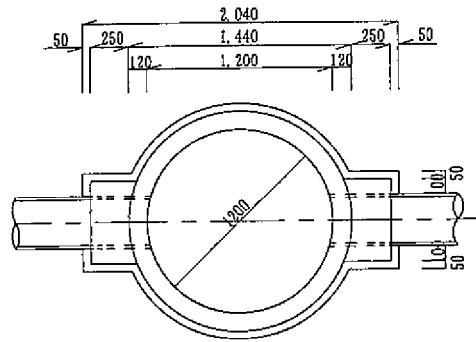
縦断面図



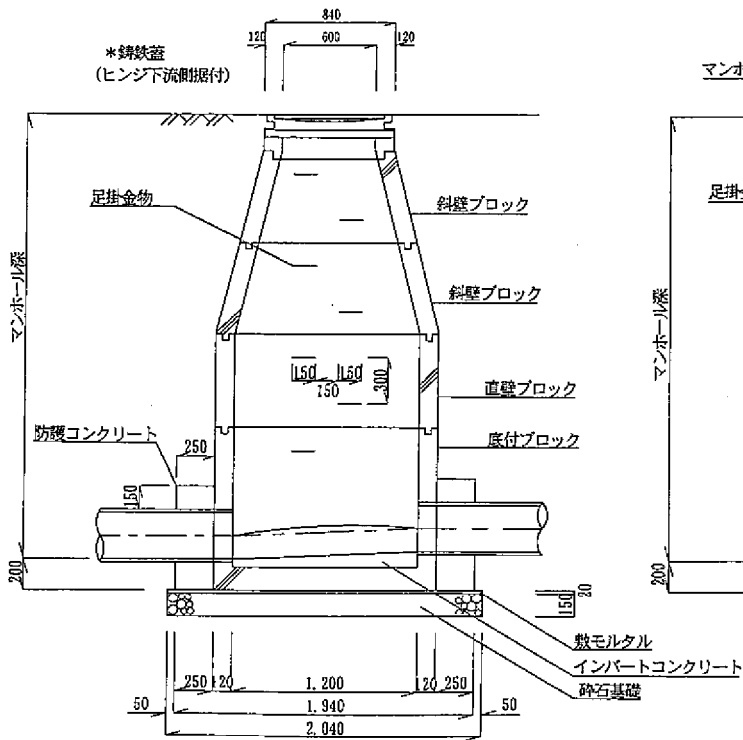
横断面図



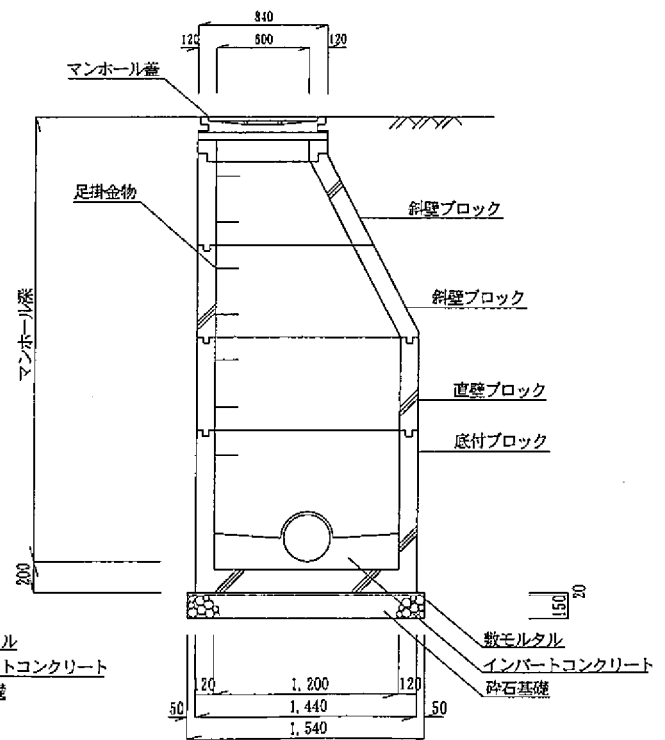
平面図



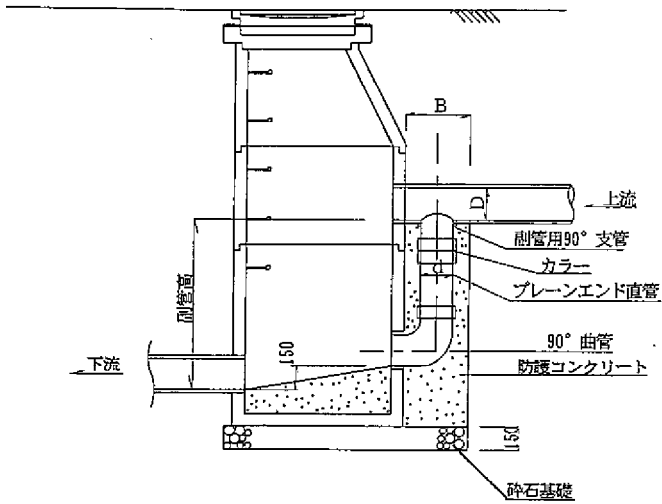
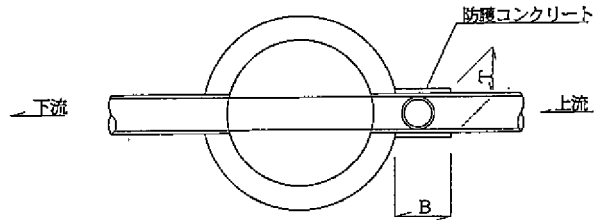
縦断面図



横断面図



平面図



副管採用区分 (分流式污水管)

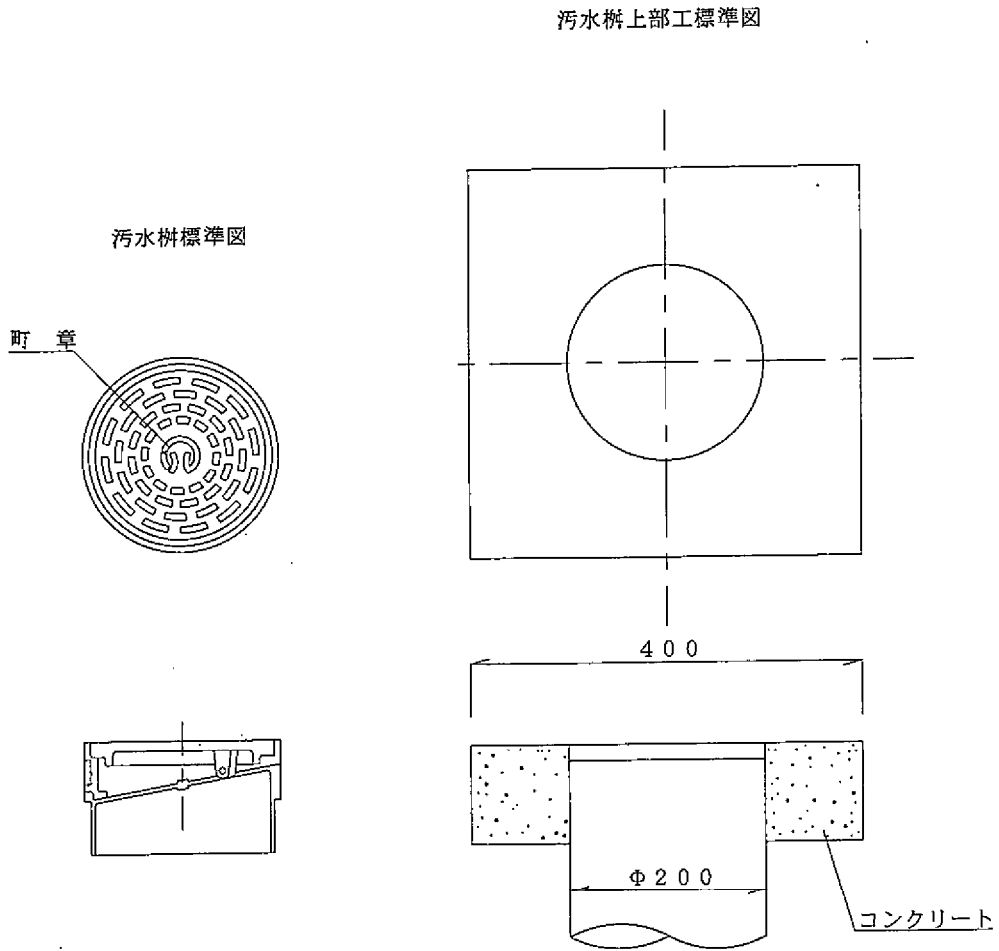
本管径(mm)	副管径(mm)
φ 200	φ 150
φ 250	φ 200
φ 300	〃
φ 350	〃
φ 400	〃
φ 450	φ 250

副管寸法表 (単位: mm)

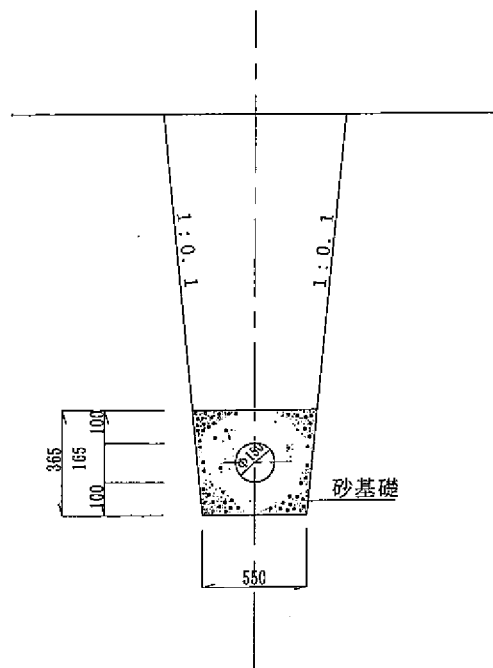
本管管種	本管径(D)	本管径(d)	B	T
ヒューム管 (1)	φ 250	φ 200	350	410
	φ 300	〃	〃	460
	φ 350	〃	〃	510
	φ 400	〃	〃	570
	φ 450	φ 250	450	630
硬質塩化ビ ニル管 (2)	φ 200	φ 150	300	320
	φ 250	φ 200	350	370
	φ 300	〃	〃	420
	φ 350	〃	〃	470
	φ 400	〃	〃	520
硬質塩化ビ ニル卵形管 (3)	φ 450	φ 250	450	570
	φ 200	φ 150	300	270
	φ 250	φ 200	350	310
	φ 300	〃	〃	350
	φ 350	〃	〃	390
強化プラス チック複合 管 (4)	φ 200	φ 150	300	340
	φ 250	φ 200	350	400
	φ 300	〃	〃	460
	φ 350	〃	〃	510
	φ 400	〃	〃	560
	φ 450	φ 250	450	610

- 注) 1. 副管設置は、流入管段差が0.6m以上の場合に設けるものとする。
 2. 副管は、本管径φ450mmまでとし、φ500mm以上については原則として階段工により処理すること。
 3. 卵形管の最大径はφ350mmまでとする。
 4. 副管用のマンホール短管長は1.00mである。

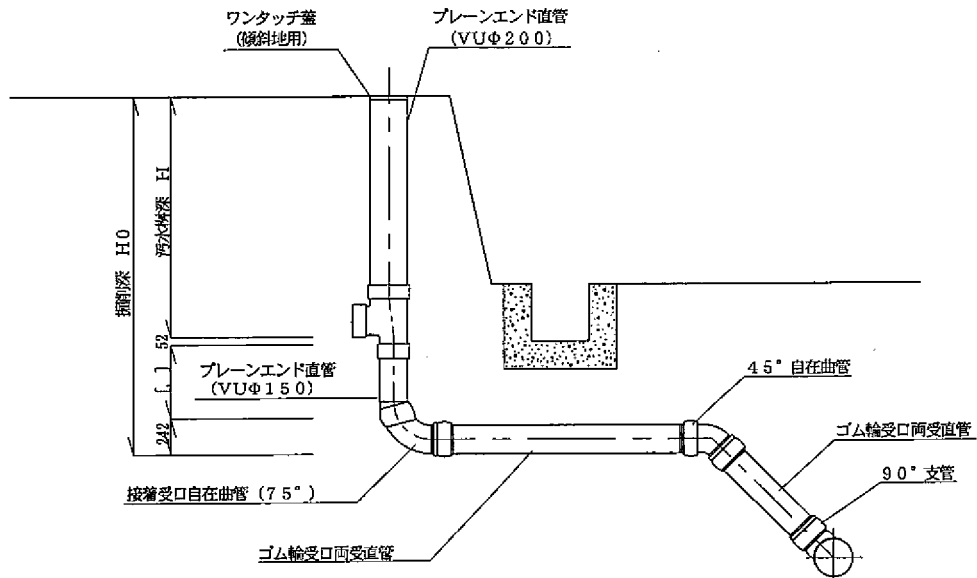
汚水柵上部工設置標準図 取付管掘削断面及び砂基礎標準図



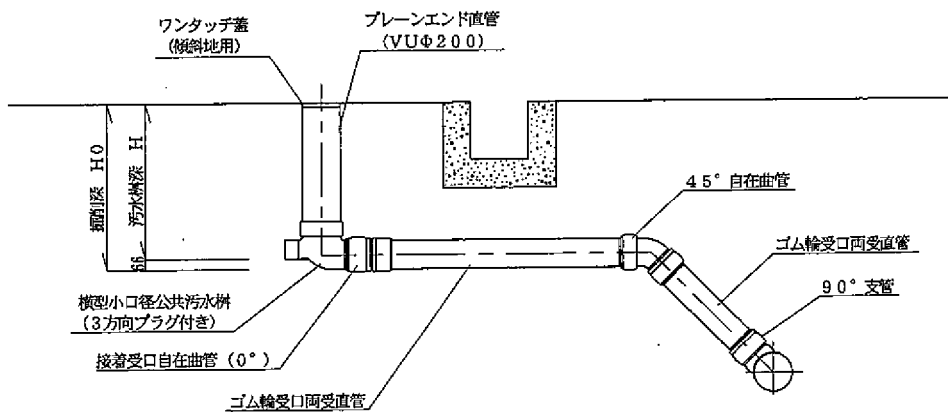
取付管断面及び砂基礎標準図



取付管布設標準図 TYPE. 1
 (*汚水枳深と本管平均土被りの差が0.3m以上の場合)



取付管布設標準図 TYPE. 1
 (*汚水枳深と本管平均土被りの差が0.3m以上の場合)



6. 消防水利施設に関する事項

消防水利施設については、町より加古川市消防本部に協議し、協議に基づく指示を別途行うものとする。

7. ごみ集積施設に関する事項

1. ごみ集積施設は、予定建築物の用途に応じ、次表を標準として設置するものとする。

表1 独立住宅ごみ集積施設で可燃・不燃兼用ごみ兼用ステーション

事項	基準	
設置数	20戸以内に1箇所を原則とする。	
大きさ	敷地面積	1箇所につき縦1.5メートル、横3メートルの長方形で4.5平方メートル以上とする。
	壁の高さ	側面、奥面は地上高0.6～0.7メートル
配置	設置位置	幅員6メートル以上の道路に面するのを原則とし、道路と同一平面でかつ長辺が接すること。
	配置	宅地の高低、道路勾配、道路幅員及び予想交通量等、居住者の利便、安全を配慮し、かつ作業車両の進行方向が同一となるよう配置すること。
構造	壁床	壁は厚さ15センチメートル以上のコンクリートブロック造り、床は厚さ10センチメートル以上のコンクリート張り、床勾配は道路に向いて2パーセントとすること。
	溝蓋	道路に接する部分に側溝のあるときは、取り外し可能な蓋を設けること。

表2 独立住宅ごみ集積施設で粗大ごみ、空ビン、空カン等有害ごみ兼用ステーション

事項	基準	
設置数	50戸に1箇所を原則とする。ただし、町が必要と認めた場合は、基準以下でも設置するものとする。 このステーションは、表1の可燃・不燃ごみ兼用ステーションのひとつとして兼用することができる。	
大きさ	敷地面積	縦3メートル、横5メートル以上の長方形で15平方メートル以上とする。
	壁の高さ	表1に準ずる。

配 置	表 1 に準ずる。
構 造	表 1 に準ずる。

表 3 集合住宅ごみ集積施設

事 項	基 準	
設置数	80戸までは1箇所とする。ただし、30戸以下の集合住宅については、独立住宅ごみ集積施設の基準（表1）を適用する。 80戸を超える場合は町と協議するものとする。	
大きさ	・敷地面積	縦4メートル、横5メートル以上の長方形で20平方メートル以上とする。ただし、80戸を超える場合は、5戸増えるごとに1.5平方メートル増やすこと。
	・壁の高さ	表1に準ずる。
配 置	表1に準ずる。	
構 造	表1に準ずる。	

- 2 ごみ集積施設とその他の土地との境界を明確にするため、境界線の各折点又は必要と思われる箇所に境界杭を設置するものとする。
- 3 用地は町に帰属することとする。ただし、集合住宅等の場合において町が認めた場合は、この限りでない。

8. 集会所に関する事項

（設置の基準）

- 1 集会所用地等を確保する基準は、次表のとおりであり、居住者の利便を考慮し位置を定めるものとする。ただし、道路に一辺以上面していること。

建 築 戸 数	用 地 (㎡)
50戸以上	建築戸数×2平方メートル以上

建 築 戸 数	集会所の床面積 (㎡)
50戸 ~ 149戸	40 ~ 90
150戸以上	90以上

- 2 集会所とその他の土地との境界を明確にするため、境界線の各折点又は必要と思われる箇所に境界杭を設置するものとする。

9. 駐車場・駐輪場に関する事項

(駐車場の設置)

施工者は次の基準により駐車場を確保するものとする。

(1) 集合住宅

原則として計画戸数分の駐車場を設置すること。ただし、計画戸数分の駐車場確保が困難な場合は計画戸数の2/3以上を確保すること。

(2) 戸建住宅

計画戸数分の駐車場を確保すること。

(3) その他

事務所、店舗等の場合は、予想される台数分の駐車場を確保すること。

(駐輪場の設置)

計画戸数分の駐輪場を設置するものとする。1台当りの面積は $0.7(W) \times 1.7(L) = 1.2 \text{ m}^2/\text{台}$ とする。

10. 雑 則

(生けがきの奨励)

- 1 緑のまちづくりをめざし、公道に面している箇所は、生けがきとするよう努めること。又、隣地等の境界もできる限り生けがきとし、災害時の安全を図ること。

(施設の管理)

- 2 ごみ集積施設等、町が引継ぎをしないこととなった公共施設については、入居者又は開発事業者において維持、管理するものとする。

(関係法令等の遵守義務)

- 3 この基準に定めのない事項については、各種関係法令等の規定を十分配慮し、別途協議するものとする。